

役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会(以下「この法人」という。)の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。
- 2 常勤役員とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
 - 3 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
 - 4 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」という。)第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
 - 5 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 この法人は、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 役員には、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員の報酬額は、別表「役員の報酬額」に基づき理事会で別に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第6条 この法人は、役員が職務の遂行にあたって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。
- 2 費用の額は、その職務執行の地域にかかわらず職務執行に要した費用の実費相当額の範囲内で支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、公益法人認定法第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を得て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

役員報酬等及び費用に関する規程 別表 (役員報酬額)

常勤役員	一人当たり上限月額	540,000 円
非常勤役員	一人当たり上限月額	0 円

以上